

# 医業トピックス

税理士法人 長谷川会計

〒733-0822 広島市西区庚午中 2-11-1

TEL 082-272-5868

URL <http://www.hasegawakaikei.com/>



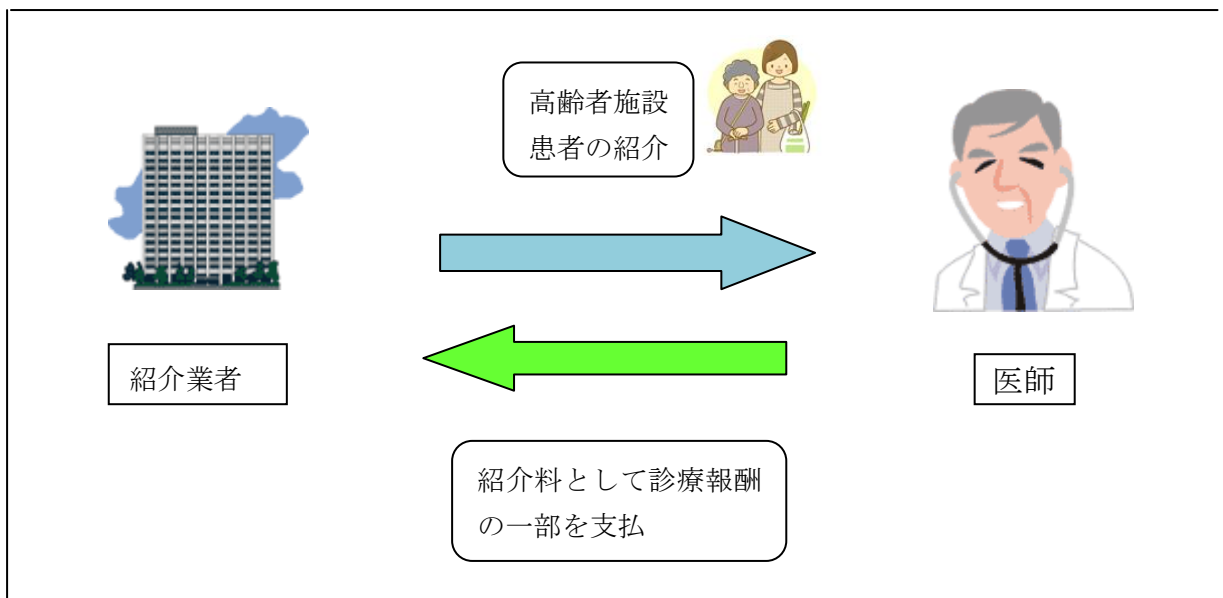
## ～在宅医療の課題

### 患者紹介ビジネス禁止へ～



厚生労働省は、中央社会保険医療協議会の総会を開き、民間業者が患者を医師に紹介して仲介代金を受け取る「**患者紹介ビジネス**」を禁止する案を示した。省令を改正し、2014年度から医療機関への紹介料支払いを禁ずる方針です。

紹介ビジネスは、業者が有料老人ホームなど高齢者施設の患者などをあっせんする手法です。施設を訪問診療した医師が診療報酬から業者へ紹介料を支払ったり、紹介料の一部が施設側にわたるケースもあるようです。厚労省は全国で少なくとも20施設がかかわっていたとの調査結果を公表しました。



**訪問診療**は外来などに比べ**診療報酬が高い**ため、仲介がビジネス化したと考えられています。現行制度では紹介ビジネスは違法ではないが、問題があります。患者は自由に医療機関を選べないこととなり、また不要な・過剰な医療行為が行われる可能性があります。

2014年度の診療報酬の改定で、医師には訪問診療の時間や病状を記録して、患者や家族に説明するよう求めるなど、過剰診療に対する対策も講じられています。

訪問診療をされている方は、今後の動向に注目してください。